

菊陽町告示第30号

菊陽町電気自動車等充電施設使用要綱を次のように定める。

平成26年12月4日

菊陽町長 後藤 三雄

菊陽町電気自動車等充電施設使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県（以下「県」という。）が次世代モビリティ普及促進事業に係る充電器整備事業により整備した電気自動車等充電施設（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 施設の設置場所は、次のとおりとする。

菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場駐車場

(使用時間等)

第3条 使用できる施設及び使用時間は、別表のとおりとする。

(使用手続)

第4条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する前に、電気自動車充電設備使用届出書（別記様式）を町長に提出するとともに、運転免許証を提示しなければならない。

2 使用者は、充電後速やかに貸与された鍵を返却しなければならない。

(使用料)

第5条 施設の使用料は、無償とする。

(対象車両)

第6条 施設を利用して充電できる車両は、有効な自動車検査証を備えた電気自動車とする。

(遵守事項)

第7条 施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第4条に規定する利用手続を行わずに施設を利用しないこと。
- (2) 充電完了後に、充電のための駐車スペースに駐車し続けられないこと。
- (3) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 施設を損傷するおそれがある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に反する行為をしないこと。

(損害賠償等)

第8条 施設を利用したことによる利用者の健康上の害又は電気自動車の不具合等が生じて、町及び県はその賠償の責めを負わない。

2 利用者は、施設を破損し、又は故障させた場合は、民法その他法律に定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

別表（第3条関係）

充電器の種別	利用時間
200V 普通充電器	役場開庁日（休日開庁日を除く）の午前8時30分から午後5時まで （受付は午後4時まで、1回の使用時間は最長1時間とする。）

別記様式（第4条関係）

菊陽町長 様

電気自動車充電設備使用届出書

※太枠内を記入してください。

使用日	年 月 日	
フリガナ		
使用者氏名		
使用者住所		
自動車登録番号 (ナンバープレート)		
緊急連絡先	※時間内に戻られない場合や緊急時に連絡させていただきます。	
使用時間	時 分 ~ 時 分 ※使用時間は最大1時間	
運転免許証確認	<input type="checkbox"/> 済	※本人確認のため提示してください。
鍵返却確認	<input type="checkbox"/> 済	※使用後に返却してください。
備考		

※充電完了後は車両を速やかに移動させ、駐車スペースに駐車し続けしないでください。

※使用に関しては職員の指示に従ってください。